

令和5年度

第3回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月7日(水)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	×	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	×	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 10名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 河野秀行委員
岩坂信也委員 尾上慎一委員 田中健市委員 羽矢勝幸委員 早田彰臣委員

事務局職員 5名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
真玉分室長 植田克己 香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第13号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第16号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付(案)について ・ ・ 別紙
- 議案第17号 農業振興地域整備計画の一部変更について ・ ・ ・ 別紙
- 議案第18号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和5年度第3回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願います。
議 長	皆さん、おはようございます。 梅雨に入り、長雨が続き、麦刈りがまだ残っている現状下で、何かとお忙しい時節ではございますが、本総会に、ご出席頂きありがとうございます。 先般、5月30日、31日、両日、東京で全国農業委員会会長大会がおこなわれ、その夜、大分県選出国會議員との意見交換会における要請活動を行い、災害復旧支援や畑作物直接支払交付金。農家所得向上、下限面積廃止の見直し、地域農業の振興、農地維持に欠かせない新規就農者に対する支援の強化、耕作放棄地及び遊休農地の利用について等々、十数件の要請活動を行いました。 大分県会長会では、農業委員、推進委員のなり手が少ないのは、報酬が少ないからだ、改正後、3期目から上げてはどうかとの意見があり、各市町村に検討するよう指示しており、今年度中に、結論が出る事と思います。 それから、3ヶ年間一度も研修会が開催できませんでしたが、今回の計画では、多くの参加希望を頂き、ありがとうございました。 それでは、令和5年度第3回豊後高田市農業委員会を開催します。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって、議事録署名委員に、13番：和泉陣委員及び3番：河野利治委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第12号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。 事務局から提案します。

議案第12号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1ページからです。

申請番号22番、所在が[]字[]番 地目は田、面積が454㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号23番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が875㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号24番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が2,520㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号25番、所在が[]字[]番[]、地目は畑、面積が131㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で贈与するものであります。

申請番号26番、所在が[]字[]番[]、地目は畑及び田、合計面積が12,465㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、親から子への経営移譲で贈与です。

申請番号27番、所在が[]字[]番、地目は畑、面積が109㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、空き家バンクに付随する農地の購入で、7月に[]に移住予定です。

申請番号28番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が3,914㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号29番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が2,743㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号30番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が205㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号31番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が525㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号32番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は畑、合計面積が796㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号33番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面

	積が 2,258 m²、渡人が ■ の ■ さん、受人が ■ の ■ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものがあります。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 はい、12 番：市成委員。
12 番： 市成委員	29 番の 2,743 m²、■ の人が ■ さんに売ってとなっておりますけど、これは椎茸をつくる目的ですのですから、の承認が必要じゃないかと思って、保留して頂きたいです。集落への責任、説明がたりないと思います。椎茸は、農地にコンクリを打ってハウスを建ててするので、ちょっと、集落の意見を聞きたいと思います。
議 長	事務局より内容的な説明をお願いします。
事務局	一応、3 条の申請の際に、隣接農地の承諾は、一応ですね、申請者が、承諾書をつける必要がないという話には、いま法律上なっていて、必要ない形にはなるのですが、異議があるという事であれば、この農業委員会の中で、保留という話になればですね、一応、話を聞いた方が良いのではないかと思いますけど、申請上は、問題ないというかたちにはなってます。以上であります。
議 長	市成委員、地区の人から何か言われてますか。
12 番： 市成委員	地区の人が、ああいう物を建てて、排水があるでしょ。水の流れとか、車が通ったりして、支障があるという人がいるんです。集落で説明してもらって、みんなが承諾してから、建ててもらったらいいいと思います。いまだに、■ の ■ の集落で問題がいろいろあります。そういう意見を聞きますからちょっと、ここで審議をお願いします。
議 長	事務局は、地区の人の苦情というのは聞いた事があるのですか。
事務局	聞き取りでは、そういった話は聞いていない、当然、申請者は本人ですから、そういった話は、多分しないと思うのですが、本人は、そういうふうには言っておりませんでしたので、それと先程ちょっと話が出ました、コンクリートを埋めるという事については、最終的に自分の物になった後に、高度施設の届出を出してもらうという形で、今、コンクリをはる事に対しては、高度利用作物を作る場合は、許可出来るという事で、何か月前かの審議の時

	に、出しもらっているんですけど、その件についても、コンクリをはる事については、届を出してもらって問題ないんですが、先程、市成委員が言われたとおり、近隣に迷惑がかかる様であれば、その辺は、保留にするという事であれば、また、本人には確認したいと思っております。以上であります。
議 長	農地法は、特に、すぐ変わるもんですから、何年頃から、施設の中にコンクリして良いようになったのですが。施設の中だけですか。
事務局	平成 30 年、確か 30 年、ちょっと待って下さい、ちゃんと調べてからの方が良いですから。だったというわけには行かないので。あとで報告します。
議 長	この件は後で。保留にします。
3 番： 河野委員	今の関連で、29 番だけのお話ですか、30 番 31 番と、 という事で出てますけれど、市成委員から聞くと、29 番だけで、その同じ案件の 30、31 番は、もう、別に問題ないというふうに。
12 番： 市成委員	別に問題ありません。
議 長	それでは、ほかにごいませんか。 (ありませんの声)
議 長	それでは、29 号については保留という事で、ほかの件について、ご意見、ご質問等ごいませんか。 (ありませんの声)
議 長	許可する事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 次に、議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページです。 申請地は、 字 番 、地目は畑、面積が 414 m ² で、都市計画の

	用途が、第1種住居地域にある農地で、農地区分は第3種農地です。 転用目的はドローンスクール練習場用地です。 申請地は、市役所■■■■の南東約■■■mに位置し、県道■■■■線から市道■■■■線に入り約■■■mにある■■■で、北は■■■と■■■に、西は■■■した■■■に、南は転用者の■■■の所有する■■■に東は■■■に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は、福岡市に在住する会社役員で、申請地を購入し、国土交通省認定のドローンスクールの練習場として、整備する計画で、国土交通省よりドローンスクールとしての認定を令和4年8月1日付で受けています。 申請地の整備について、特に埋め土などはせず、草刈りをして整地し、カラーコーンを置いて、練習コースを作る計画です。そのため、営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。雨水排水は、自然浸透により処理する計画です。 申請者は、このほか、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。また、農地法以外に、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、土地取得費と工事費として■■■■円を見込んでおり、預金で賄う計画で、費用を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可後から令和5年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。 許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)で、第3種農地は許可することができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員、及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号6番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	去る5月25日、私と中野委員と事務局で現地を確認してまいりました。事務局の説明とおおり、問題はないと思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5番：中野委員からも意見があればお願いします。
5 番： 中野委員	先程、事務局ならびに永野委員から説明がありましておおり、まわりの環境からして、問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。13号の5条の関係で質問等ある方は、ございませんか。 はい、10番：内田委員。

10 番： 内田委員	ドローンの練習場という事ですけども、どういうドローンを飛ばすんですか。農業散布用の産業用ドローンとか、あるいはホビー用ドローンとか、あるいは色々ドローンでも種類がありますけども、見るところ、かなり住宅地の真ん中のような気がしますので、産業用のドローンであれば、墜落という事も考えられますけども、どういうドローンの練習をするのか、それを教えて下さい。
議 長	事務局、分かる範囲で説明をお願い致します。
事務局	詳しいところをそこまで聞いておりません。添付の資料の中でですね、申請時の中で、ドローンの発着場所のイメージという事で、3枚目に付けてて、一番最後4枚目にこういった形の絵を付けているのですけども、大きさとしては、縦横そんなに広くなくて、その中に三角コーンを何ヶ所か立てて、その間をコースとしてジグザグと走行するイメージで、産業用とか、その辺のこういった種類になるのか、その辺の把握はしておりません。申し訳ございません。
議 長	はい、芹川推進委員。意見をお願いします。
芹川豊彦 推進委員	ドローンというのは、よく分かりませんけども、上にあがって行くんじゃないですかね。この四角の中で、走行の訓練だけをするのか、先程内田委員が言われたように、この枠内だけで終わらせるのか、説明では枠内だけを走行するみたいですが、ドローンというのは、地上に上がるんでしょ。それるじゃないですか、そういう場合は、どういう風に理解すればいいんですかね。そういう懸念もあるんじゃないですか。具体的にもうちよっと、どういうドローンをするのかという、かたちも確認をしてもらった方が良いんじゃないですか。
議 長	はい、ありがとうございました。 7 番：佐々木委員。
7 番： 佐々木委員	いま言われたように、いろんな懸念、心配があるんですが、この地域の近隣の方の、了解まではいかなくても、お話を先にするという話は、まだしてないんですか。しなくてもいいんですか。
議 長	この件について、やっぱり危険が伴う関係もありますから、許可を延ばす事は出来ないですか。事務局、いつ頃までにすると言ったのかな。8月。次回の総会で、いいんじゃないかと。どうですかね。事務局どういう聞き方をしていますかね。
事務局	補足致します、最後に図があると思うんですけど、この四つ角にコーンが

	設置されるようになっていきます。基本的には、ドローンの訓練と、あと、操作性ですね。上にあがって行ってじゃなくて、これをぐるっと回りながら操作をして、着地をして、試験用のための練習場というふうに聞いております。 だから、上にあがってとか、ほかの所に飛ばして行ってという感じではないと聞いておりますので、先程言ったとおり、近隣の方とのという事になればですね、また、その辺の話を、もう少し煮詰めてもらうような形にしてもらわなければいけないと思うんですけども、一応、そういった、ほかの所に飛んで行ってというふうな、危険性はないというふうに、一応、聞いております。
7 番： 佐々木委員	そういう説明も、近隣の方にしておった方が良いかなと。
事務局	そういう事ですね。分かりました。あまりない事例というか、今までなかった利用方法の転用になりますので、そこら辺は。
芹川豊彦 推進委員	年配の方が多いんです。先に心配するんじゃないかという懸念がある。
議 長	8 番：野間委員
8 番： 野間委員	この件なんですけどね。下限面積がゼロと今度なったんですよ。その関係で、こういう問題が今後出てくると思うのですよ。だれでも、下限面積ゼロですから、縛りがなくなったから。だから、受け付ける時に、特に詳しく説明を受けないと悪いと思うんです。今後、こういう案件が出てくると思いますんで、事務局は、受け付ける時には、必ず詳しい内容を聞き取ってもらいたいと思います。 以上です。
事務局	先程言ったとおり、今回5条ですので、下限面積は、直接関係ないという話になりますので、そこはちょっとご理解頂きたいと思います。先程言ったとおり、3条の関係に戻りますけども、3条の関係につきましては、今、うちの方でも、小さい面積の所でも、一応、所有が出来るようになっていきますので、そこら辺は、良く話を聞きながら、うちの審査の方をして行きたいと思っております。以上でございます。
議 長	それでは、この件ですけども、危険が伴う事だし、音もしますから、まず、地域の説明をしたかどうか、おそらくしてないという事で、地元の農業委員も言っておりますんで、次回に保留という形にしたいと思いますがどうでしょうか。
3 番：	本当は、新聞にも出ている様に、自衛隊のドローンも分からないことにな

河野委員	ったりして、要は、この 414 の申請された畑の中だけで、このドローンが動くのか、上がろうと、下がろうと、それは関係ないんだけど、これよりも、近隣に出たりすると、また、違った話になると思うんで、そこへん、練習場、容積、4 畝位なんだから小さい場所ですよ、ドローンが、どんなドローンか分からないけど、その中の練習で、一つは収まるのか、それが上がって先ほど皆さんが言われるように、ほかの所に飛んで行って。自分も会社で小さいドローンを持っているんですけど、上がっているんな所に飛んで行きながら、発着点がそこに降りてきて初めて分かるんですけど、大体ブレるんです。ブレるから、U 字溝の側溝の横に降りたりするのを、微妙な操作で、やはりコンクリートの所に降りてこないといけないやらの技術がいるんで、そういう練習をするんだと思うんですけども、そうなってくると、多分、上の空は飛ぶんじゃないかな、じゃないと、たったの 4 畝位の中で、上がって降りてするとかいう練習ではないと思うんです。その辺確認してもらって、もし、ほかに出るんならやっぱり、先程佐々木委員が言われるように、地元などの理解とかあったうえでの許可。これからこういうのが出てくると思うんで、その辺なにか筋道立てて、まだ、8 月末まで工期があるので、7 月、会長の言う 7 月でも大丈夫じゃないですかね。急ぐんならあれだけど。
事務局	分かりました。そこら辺をもう一度、確認をしたいと思います。ドローンを飛ばすに際しては、基本的には、飛ばしては悪い区間というのがありますから、航空法とかの関係で、飛ばしてはいけない地域とかもありますんで、そこら辺も申請者の確認をして、また、ご報告したいと思います。よろしいでしょうか。
議長	お願いします。特に、練習場ですから、複数の練習生が来るといいますから、なかなか失敗もあろうと思いますので、そのところ、次回の総会までに聞き取り調査をして頂きたいと思います。安全な方法で、許可をしたいと思います。 それでは、農地法第 5 条の 6 号関係は、次回の保留という形で、もっと詳しく聞き取り調査をして頂きたいと思います。 それでは続きまして、議案第 14 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 14 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 7 ページになります。農用地利用集積計画についての権利種別は、所有権移転になります。 申請番号 1 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 外 ■■ 筆、地目が田及び畑、面積が 7,916 m²、渡人が ■■■ の ■■■ さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 申請番号 2 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■、地目が畑、面積が 7,629 m²、渡人が ■■■ の ■■■ さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により購入し、地域の担い手

	へ売却予定です。 以上であります。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 15 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 15 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 11 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 2,609 m²、畑の面積が 29,205 m²の合計面積が 31,814 m²で、利用権を設定する農家数 3 件、利用権の設定等を受ける農家数 7 件で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積 29,205 m²、使用貸借に係る面積 2,609 m²です。 詳細につきましては 議案書 8 ページから記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 16 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付につい

事務局	ての審議を行います。事務局から提案します。 議案第 16 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についてありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 8 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページ目で、借受者、 さんに 1 件の合計面積が 1,512 m²の貸し付けが示されています。 2 ページ目で、借受者、 さんに 1 件の面積が 954 m²の貸し付けが示されています。 3 ページ目で、借受者、 さんに 1 件の合計面積が 3,295 m²の貸し付けが示されています。 4 ページ目で、借受者、 さんに 2 件の面積が 2,838 m²の貸し付けが示されています。 5 ページ目で、借受者、 さんに 1 件の合計面積が 2,049 m²の貸し付けが示されています。 6 ページ目で、借受者、 さんに 2 件、合計面積が 3,318 m²の貸し付けが示されています。 7 ページ目で、借受者、 さんに 1 件、面積が 1,097 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 17 号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。
農業振興課	議案 17 号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更について、ご説明いたします。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。今回の申出は、編入 1 件、除外が 1 件、計 2 筆の 3,916 m²であります。お手元の、別紙の農用地利用計画変更理由書

	により、ご説明致します。資料をお開き頂きますと、1ページ目、今回申出がありました農用地の一覧であります。3ページ目が、今回申出がありました地図となっております。それでは、2ページ目と4ページ目をご覧ください。 箇所番号1番、大字が■■■■字■■■■、地番■■■■番地、地目畑、面積3,280㎡の計1筆、申出者■■■■さん。理由は、農振農用地に編入するものでございます。理由としましては、国の補助事業を活用して、柚子を植栽する為となっております。 次に、2ページ目と6ページ目をご覧ください。 箇所書番号2番、大字■■■■字■■■■、地番■■■■番地■■■■、地目畑、面積636㎡、計1筆、申出者■■■■さん、変更理由は、除外となっております。また、これは非農用地申請を行うために、農申除外を行うものであります。 今回の案件は、以上の2件となっております。本市の随時変更の日程は、年3回、1月、5月、9月の各10日を締切として行っています。今回は、5月10日の締切分で、今回開催の農業振興地域整備計画促進協議会の意見聴取を行っているところであります。 農業委員会をはじめ、各関係機関の意見を参考に、今後は、条例で定めております豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において、今回の申出の可否を決定し、県と協議を行うようになっておりますのでよろしくお願い致します。 以上でございます。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	本案については、特に意見なしと認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案については、特に意見なしと認めることに決しました。 次に、議案第18号、令和4年度の農地利用の最適化の推進状況、その他事務の実施状況の公表についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第18号は、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてです。議案書の別紙になります。こちらは、農林水産省の経営局農地政策課長通知に基づき行うものでありまして、農業委員会は、当該年度の活動に対する点検、評価及び次年度の最適化活動の目標の設定等についての検討を行い、これらの実施状況や計画案をホームページにより、6月までに公表し、国に報告することとなっていることから、その内容について意見を求めるものであります。

	それぞれ数字の出典先を示されていますので、市役所内の各課で作成した数字等に基づいて、記載をさせていただいているところです。 令和4年度は、非農地判断を厳密に実施したことなどから、遊休農地が大きく減少したという結果になっています。 以上でございます。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	なければ、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり、通知があった事をご報告いたします。 4番で■■■字■■■番地の畑16,751㎡、■■■の■■■さん、借人が、■■■の■■■さんであります。合意解約でこれは、利用権で■■■さんの方が、利用権■■■番の方であとで耕作することになっております。 続きまして、5番■■■番地■■■、田、■■■筆で1,586㎡■■■の■■■さん、借人が■■■さんです。 6番、■■■字■■■番地、田、2,730㎡、貸人が■■■、■■■さん 借人が■■■の■■■さんです。 7番、■■■字■■■番、田、■■■筆で合計が2,207㎡ 貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。 8番、■■■字■■■番、畑、901㎡、貸人が■■■の■■■、借人が■■■の■■■さんです。 以上になります。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に、報告事項2、農地適格法人定期報告について、事務局から報告します。

事務局	報告事項 2、農地所有適格法人定期報告について、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。30 ページになります。 報告のあった農地所有適格法人は、[] です。 要件確認書については、別紙のとおりで、農地所有適格法人の要件をすべて満たしています。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はありませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、先程の 3 条の農地法 3 条の 29 号の [] さんの件について事務局より説明します。
事務局	途中で説明が終わりましたがけれども、農作物栽培高度化施設の届出ということで、平成 30 年の 11 月 20 日に運用についてという事で、制定をされております。これについては、作物を決められておりますけれども、そういった作物を作る場合、イチゴとか、先程言われた菌床栽培の椎茸であったり、そういった物については、その下の部分については、コンクリートをはる場合、届出をすれば良いというふうなものになっております。その際にも、当然転用となる形で、近隣の農地に、そういった支障がある場合は、その措置を必ずする事というふうな話になっておりますので、この届出については、多分、所有権移転が終わって、自分が、そのコンクリートをはる前に届出を出す形になろうとは思いますが。先程市成委員が言われたとおり、近隣の方でそういった不安があるという事であれば、もう一度、確認をした上で、一度保留させて頂いて、確認した上で、また、審議をして頂きたいと思っております。 以上でございます。
議 長	この件について保留にしたいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	次回 7 月に保留といたします。 これをもって、令和 5 年度豊後高田市農業委員会第 3 回総会を閉会します。 お疲れ様でした。 それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。

その他の事項（別紙配布）

農地利用適正化活動について

農地パトロールの実施に係る説明会について

先進地視察研修について

次回（令和5年度：第4回）総会について

午前 10 時 53 分

令和5年6月7日